

あんしん す
安心して過ごせるようにするために

いじめを防ぎ、いじめられた人を守るための法律【いじめ防止対策推進法】

(定義) 第2条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。など

ちょっとふざけただけ



そう思っているかも・・・



思ったことを書いただけ

よかれと思って注意しただけ



あいて かん
相手がいやだと感じたら、それはいじめです。

いじめで苦しむ人をなくすために、今日から誰でもできること！

いじめられそうになったら

- その場からはなれよう。
- 相手の目を見ながら「やめて」と言って立ちさろう。
- あんな場所に行こう。

だれかがいじめられているのを見たら

- 学校の先生にすぐにそうだしよう。
- いじめられている人をささえてあげよう。
- 勇気を出して、いじめを止めよう。

もしもいじめられたら

- いじめから守ってくれる大人（家族や学校の先生、スクールカウンセラー）にそうだしよう。
- 友達にそうだしよう。
- いじめがなくなるまで、何度でもそうだしよう。

あなたがだれかをいじめていたら

- すぐにやめよう。
- やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなどからやめられないときは、大人（家族や学校の先生）にそうだしよう。

こんなところにも そうだんできる！ いつでもそうだんしてね！

★学校では、クラスの先生以外にも・・・

校長先生・副校長先生・保健室の先生のほか、スクールカウンセラー（SC）※1・スクールソーシャルワーカー（SSW）※2などたくさんの大人が相談に乗ってくれるよ。

★でんわやメールでもそうだんできるよ。

板橋区の“いじめ110番”

☎03-3964-1370

月ようび～金ようびの午前9時から午後5時まで

いじめメール相談 板橋区のホームページからアクセスできるよ！

トップページ>教育委員会>相談窓口>学校生活の悩み・子どもの権利>いじめメール相談のページ

★他にも・・・東京都いじめ相談ホットライン ☎0120-53-8288

※1 SC …悩んでいる子どもの心をケアする人

※2 SSW…問題解決や環境の改善に向けた支援をしてくれる人